

「ホルムアルデヒド自主規制」

表示申請登録実施要領

2005年 11月 17日制定

2006年 4月 20日改定

2010年 8月 19日改定

2011年 4月 14日改定

2014年 11月 20日改定

2016年 8月 18日改定

日本ウレタン建材工業会

表示申請登録委員会

## 1. 概 要

改正建築基準法が平成15年7月1日に施行され、建築物の建築材料等から発散する化学物質「ホルムアルデヒド」の放散速度に応じて室内のホルムアルデヒド発散建築材料の区分が行われました。ウレタン防水材は、法的な規制を受けませんが、ゼネコン・役所等で「F☆☆☆☆」品の要望が多くあります。

日本ウレタン建材工業会としても、防水材をはじめとする建材製品を安心してご使用頂くために、工業会の自主管理のもとで「F☆☆☆☆」の自主規制申請登録制度を発足させることになりました。

## 2. 目 的

日本ウレタン建材工業会（以下 NUK）が、ホルムアルデヒドの放散等級の自主表示に関する承認審査及び表示申請登録業務を実施するための表示申請登録実施要領を制定する。

## 3. 基 準

表示申請登録品基準として①または②を満たす製品に対し、「F☆☆☆☆」の表示ができるように定める。

①「ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂またはホルムアルデヒド系防腐剤」を含まないウレタン材料であること。

②建築基準法の室内のホルムアルデヒド発散建築材料区分に基づき、ホルムアルデヒドの放散量の基準を満たす材料であること。

なお、この材料については、公的機関による試験結果を添えて提出する。

|   |               | 基準                           |
|---|---------------|------------------------------|
| 建築基準法による等級区分<br>(チャンバー法：JIS A 1901)         | 放散速度<br>(28℃) | 0.005 mg/m <sup>2</sup> h 以下 |
| JIS 記載基準による等級分類<br>(デシケーター法：JIS K 5601-4-1) | 放散量<br>(23℃)  | 0.12 mg/L 以下                 |

参考として試験体の条件を以下に定める。

| 製品          | 使用量                      | 養生及び採取開始時間 |
|-------------|--------------------------|------------|
| プライマー       | 0.2 kg/m <sup>2</sup> 以上 | 7 日間後      |
| 防水材         | 塗膜厚みとして 3 mm 以上          |            |
| 仕上材（トップコート） | 0.2 kg/m <sup>2</sup> 以上 |            |
| 接着剤         | 0.3 kg/m <sup>2</sup> 以上 |            |

その他液状の添加剤等の材料は、m<sup>2</sup>あたりの使用量の最大とする。

#### 4. 適用範囲

本実施要領は、NUK 会員及び非会員が製造・販売する建築物の屋上、ベランダ、開放廊下、駐車場、運動施設等の内外部に使用する防水等のウレタン建材用途を対象とした製品（金属製品は除く）に適用する。

NUK に申請し、表示申請登録が認められた製品に、ホルムアルデヒド放散等級区分として「F☆☆☆☆」マークを表示できることとする。

#### 5. 表示マーク「F☆☆☆☆」の表示

(1) 表示マークの使用範囲は以下の通りとする。

①表示申請登録された製品への表示

②表示申請登録製品が記述されたカタログへの表示

NUK（自主認定機関）で申請登録したことを明確に記載する。

(2) 表示マークの有効期限

①原則として表示マークの有効期限は、申請登録日から5年または上市期間のいずれか短い期間とする。

②継続登録及び登録廃止する製品については、「継続登録及び登録廃止申請書」に必要事項を記入し NUK に提出する。なお、継続登録手続は、原則として有効期限から6ヶ月以内に行うものとする。（NUK 事務局から事前に登録申請者に連絡をする）

③NUK は、提出された「継続登録及び登録廃止申請書」の確認を行い、表示マークの継続登録及び登録廃止の審査を行う。

④審査結果より承認された製品について、この申請書をもって継続登録される。

⑤登録廃止については、原則として「継続登録及び登録廃止申請書」の提出をもって廃止とする。但し、提出されない場合は登録廃止とみなす。

⑥表示マークの登録廃止製品については、申請者の責任のもとですみやかに取り消し作業を行うものとする。

(3) 表示項目

①表示申請登録団体名：日本ウレタン建材工業会（表示は任意とする）

②表示申請登録番号：NUK-F〇〇〇〇〇

③ホルムアルデヒド放散等級区分：F☆☆☆☆

(4) 表示マークの様式及び大きさ

表示マークの様式、大きさ、文字のサイズ、位置等は特に定めないが、表示項目①～

③を他の自主規制団体等の誤解を生じないように明確に記載する。

#### 6. 審査委員の構成

(1) 表示申請登録品の審査を行なうため、表示申請登録委員会を設置する。

(2) 表示申請登録委員会は、工業会の中から技術委員長・技術副委員長・広報委員長を含め計3名により構成され、審査委員長は技術委員長とする。

## 7. 表示申請登録委員会の開催

- (1) 表示申請登録を受けようとする NUK 会員または非会員が製造・販売しているウレタン建材製品の「F☆☆☆☆」表示申請書類を NUK に提出する。
- (2) NUK は、所定の申請書類が揃っていることを確認し、審査委員長に連絡する。審査委員長は、表示申請登録委員会を開催する。
- (3) 表示申請登録委員会は、全委員の出席により成立する。
- (4) ただし、審査委員長の承認により書類の送付確認による持ちまわり開催を認める。

## 8. 表示申請登録業務及び審査

- (1) 表示申請登録委員会は、表示申請登録基準に基づいて申請書類の承認審査を行う。
- (2) 審査は、一製品ごとに行われ、承認されれば個々に申請登録される。
- (3) 審査判定は、表示申請登録委員会で全員一致による。但し、結果については別途理事会へ報告する。
- (4) 承認審査された場合は、NUK から「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」を表示申請登録依頼者に送付する。

## 9. 表示申請登録依頼の手順

- (1) 表示申請登録を依頼する会員及び非会員は、以下の申請書類を NUK に提出する。
  - ①ホルムアルデヒド放散等級表示登録申請書
  - ②ホルムアルデヒド表示登録遵守確認書
  - ③GHS 対応 安全データシート (SDS)
  - ④ 3. ②の基準を満たす場合は、試験結果を示す書類
- (2) 表示申請登録費用  
申請者は、「表示申請登録」、「継続登録」、「再審査」にかかる費用を NUK に納付する。

|               | 表示申請登録費  | 継続登録費, 再審査費 |
|---------------|----------|-------------|
| 会員 (1 製品につき)  | 3,000 円  | 1,000 円     |
| 非会員 (1 製品につき) | 15,000 円 | 5,000 円     |

## 10. 表示申請登録基準の見直し

- (1) 表示申請登録委員会は、以下の項目を考慮し、1 回／年以上、表示申請登録基準の見直しを行う。
  - ①最新の知見
  - ②法令による要求事項
- (2) 表示申請登録基準の改定は、理事会の承認による。

## **1 1 . 表示申請登録の再審査**

表示審査登録委員会は、以下の項目について表示申請登録の再審査を行う。

### **1 1 . 1 . 表示申請登録基準に対する遵守事項違反**

- (1) NUK は、表示申請登録された製品について、表示認定登録基準で定める遵守事項に違反する事実を知った場合、理事会の承認を経て表示申請登録委員会に調査を依頼する。
- (2) 表示申請登録委員会は、客観的証拠により遵守事項違反の有無を判定し、「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」により当該製品の表示申請登録者に報告する。
- (3) 表示申請登録委員会において表示申請登録の取消しの判定がなされた場合は、当該製品の表示申請登録者は「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」を NUK に返還し、「F☆☆☆☆」マークの使用を停止する。

### **1 1 . 2 . 表示申請登録実施要領の改定**

- (1) 表示申請登録実施要領の改定が行われた場合、NUK は改定内容を工業会の会員へ連絡及びホームページに掲載する。また、表示申請登録者については、改定内容に応じて書類の再提出を依頼する。
- (2) 書類の再提出を依頼された当該製品の表示申請登録者は、改定内容に沿った書類を NUK に提出する。
- (3) 再提出のあった書類を受領した NUK は、表示申請登録委員会に承認審査を依頼する。
- (4) 表示申請登録委員会は、改定された表示申請登録実施要領に基づいて再審査を行なう。
- (5) 審査結果は、「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」により、NUK を通じて当該製品の表示申請登録依頼者に通知される。
- (6) 通達により書類の再提出がない場合は、表示申請登録が取り消される。

### **1 1 . 3 . 会社名、商品名、配合処方等の変更**

- (1) 表示申請登録商品の会社名、商品名、配合処方等の変更が行われた場合、表示申請登録者は改定内容に応じた再審査依頼書類を NUK に提出する。
- (2) 再審査依頼書類を受領した NUK は、表示申請登録委員会に承認審査を依頼する。
- (3) 表示申請登録委員会は、表示申請登録実施要領に基づいて再審査を行なう。
- (4) 審査結果は、所定の書類により、NUK を通じて当該製品の表示申請登録依頼者に通知される。

### **1 1 . 4 . 再審査登録の有効期間**

再審査登録された商品の登録有効期間は、対象既登録商品に対する登録期間の残余期間とする。

### **1 1 . 5 . 表示申請登録者の責務**

表示申請登録の許可を受けた者は、表示に関する責務に注意を払い、故意または、過失により表示に対する違反が発生した場合は、一切の責任は申請者が負い、日本ウレタン建材工業会は責任を負わない。

## 1 2 . 表示登録証明書の発行

- (1) 表示申請登録の許可を受けた者は、表示申請登録した製品の内より任意の製品を選択して、「ホルムアルデヒド自主規制表示登録証明書」の発行を、NUK に対して申請することができる。
- (2) 表示登録証明書の発行を依頼する会員及び非会員は、以下の申請書類を NUK に提出する。
- ①ホルムアルデヒド自主規制表示登録証明書発行申請書
- (3) NUK は、表示申請登録状況を確認し、登録番号及び有効期限を明示した「ホルムアルデヒド自主規制表示登録証明書」を発行する。
- (4) 表示登録証明書発行費用  
申請者は、「発行」にかかる費用を NUK に納付する。

|                  | 発行費     |
|------------------|---------|
| 会員 (証明書 1 枚につき)  | 1,000 円 |
| 非会員 (証明書 1 枚につき) | 1,500 円 |

## 1 3 . 要領の改定

本要領の改定は、理事会の承認による。